

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒（06-35、38-35）定例試験において、警報プリンタに印字不良（試験での動作結果が印字されない）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
2	3号機	定期事業者検査（中央操作室非常用循環系機能検査）リハーサルにおいて、中央操作室換気空調系非常用循環装置入口ダンパの動作不良（全開とならない）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	B	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水ポンプ（D）出口圧力計元弁浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該部を交換	D	
4	3号機	主復水器ホットウェル戻りレベル調整弁グラウンド部より水のリーク（少量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	直流主母線盤取替工事において、6.9KV非常用高圧配電盤（D）制御電源端子台にケーブルを接続しようとしたところ、端子台が破損したため、当該端子台を修理	D	
6	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）点検において、インペラと軸の嵌合部に許容値外れが認められたため、当該インペラを交換	D	
7	4号機	復水脱塩装置樹脂再生薬品系薬液注入ポンプエリア用洗浄水弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋1階西側通路天井部床ドレン配管溶接部浸透探傷検査において、検査で使用した霧状になった現像剤で近傍にあった火災報知器が誤作動したため、対応検討	C	
9	5号機	原子炉建屋天井クレーン除染作業において、クレーン給電用ケーブルキャリア接続ボルトの緩み及び電線管中継箱ネジの外れ等が認められたため、当該部を修理	D	
10	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液バグフィルタタンクのフィルタ交換において、タンク内下部に砂等の堆積が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
11	その他	作業で使用した道路舗装用重機（モータグレーダ）を積載したトラックを正門警備所脇仮待避所に停車させたところ、積載した重機が架空電話線に接触し、ケーブル金具が外れたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで